

# 一般財団法人関西空港調査会 賛助会員規約

## 第1条

一般財団法人関西空港調査会（以下、本会という）の目的に賛同し、かつ事業に協力するもので所定の会費を納める法人・団体・個人を賛助会員とする。

## 第2条

賛助会員は、一般会員、特定会員及び特別会員のいずれかとする。

### (1) 一般会員

年会費1口10万円を納める者。

### (2) 特定会員

年会費1口10万円を一定口数(別途定める)以上納める者。

### (3) 特別会員

本会が特に要請するもので特に会費の定めのないもの。

## 第3条

会員は次のような特典を受けることができる。

### (1) 一般会員

- ①本会の定期及び不定期刊行資料の配布、講演会等への参加
- ②その他、会員の要望に応じた航空・空港問題に関する情報の提供

### (2) 特定会員

上記①、②のほか、各種情報提供、特定会員向けの調査研究活動、懇話会等への参加

### (3) 特別会員

本会が行う事業への参加等

## 第4条

賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経るものとする。

- (1) 一般会員、特定会員は、入会にあたってあらかじめ理事会の承認を得なければならない。

ただし、従前の賛助会員から継続加入の会員はこの限りでない。

- (2) 特別会員は、理事長の承認を得て理事会に報告しなければならない。

## 第5条

賛助会員を退会する場合、その旨を本会に届出なければならない。

## 第6条

理事長は理事会の議決を経て、次の各号に該当するものを除名することができる。

- (1) 1カ年以上の会費を納めない者
- (2) 本会の行う事業を著しく妨げる者

## 第7条

賛助会員に対しては毎年事業報告を行う。

## 第8条

本規約は理事会の議決を得なければ変更できない。

附 則：本規約は、平成 24 年 6 月 1 日から実施する。